

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

電子マニフェストシステムについては、情報の大量処理や通信の高速度化に対応できるよう、インターネットを利用したシステムの大幅な改良を図ったところである。平成19年度は、平成18年1月19日にIT戦略本部により取りまとめられた「IT新改革戦略」で掲げられた「平成22年度における電子マニフェストの利用割合50%」という目標の達成に向け、普及啓発や利用者のインセンティブ強化といった事業を行うことにより、電子マニフェストの普及拡大を図る。

2. 事業計画

(1) ブロック別・業界別電子マニフェスト研修会の実施

電子マニフェストの普及促進を図るため、自治体の協力を得てブロック別、業界別に説明会を行い、計画的に普及啓発を図る。

(2) 電子行政報告システムの構築

情報処理センターに集約される廃棄物情報を活用し、加入者の行政報告の簡便化を支援する仕組みを構築し、行政報告の合理化を推進する。

(3) 社内会計管理システムと電子マニフェストとの融合システムの推進

紙マニフェストの情報を管理するシステムを活用している事業者、処理業者が多く存在することから、民間で開発・販売している種々の社内会計管理・廃棄物情報管理システムソフトと電子マニフェストとの連携・接続するためのシステムを構築する。

(4) 電子マニフェストヘルプデスク要員養成

普及促進の仕組み及び体制を整備するため、電子マニフェストの導入検討に当たり的確に対応できる普及担当者を養成する。

3. 施策の効果

廃棄物処理システムの透明性の向上

排出事業者の処理責任の認識の徹底

排出事業者・処理業者との情報管理の合理化

行政の監視業務の合理化

電子マニフェスト普及促進事業

背景

衆議院環境委員会及び参議院環境委員会における廃棄物処理法改正案に対する附帯決議
産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、
電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大を図る方策を検討すること。

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日 IT戦略本部決定)における達成目標
平成22年度までに、大規模排出事業者について交付されるマニフェストの80%
(排出事業者全体については50%)を電子化できるようにする。

電子マニフェストの普及に向けて

紙マニフェストに比べた利点

排出事業者、処理業者にとって、情報管理の合理化につながる。
偽造がしにくく、行政の監視業務も合理化できる。

現在の普及状況

マニフェストの年間使用枚数
4千万～5千万件のうち、
電子マニフェストの利用割合
約3.5% (平成17年度実績)

重点普及目標

大規模排出事業者(建設業、製造業、
電気業、ガス業等)を中心に普及促進
を図る。

普及目標

平成20年度における利用割合最大30%
平成22年度における利用割合50%

普及方策

- 電子化普及促進プランの策定等
- 電子マニフェストシステムの高速化・大容量化
- 普及啓発事業(ビデオ、冊子、説明会等)
- 電子行政報告システムの構築
- 社内会計管理システムと電子マニフェストとの融合システムの推進